会					
議	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ(要旨)				
名					
日	平成19年9月25日(火)	場	所	市役所東館7階	7 0 1 会議室
時	午後6時30分~8時50分	场	<i>P</i> /1		
圧	火曜日グループ 4名(麻生、小田、佐々木、米田)				
席	職員 1名(武林)				
者					
内容					

火曜日グループの会議内容は次のとおりです。

市民との意見交換会で出た意見に基づき「中間まとめ」の修正について議論した。

1.地区市民協議会

「中間まとめ」に盛込む。

当面、名称や地区区分(校区等)は特定せず、既存のラウンドテーブル組織の活動内容を充実させることに注力する。未組織地区はそのままとし、行政から組織化を働きかけない。

2. 市民の定義

一般的な定義としては原案どおりで良い。個別案件で市民の範囲を変更する必要が 生じた場合は、その都度定める。

3. 市民の責務

「中間まとめに」8頁「(3)市民の<u>役割・責務</u>について」を「(3)市民の<u>役割</u>について」 とし、説明文を次のように変更する。

- __ 市民は、参画・協働・コミュニティ活動に自主的に関わることを基本とする。
- __ 市民は、参画・協働・コミュニティ活動にあたって、市全体の利益を考慮するととも に自らの意見と行動に責任を持つよう努める。

4.議会について

「中間まとめ」には、議会に関する記述を盛込まない。

盛込むにしても、「議会は市民と情報の共有をはかり、市とともに市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するよう努める」程度の記載にとどめる。

5. 市民政策提案制度

フローチャートの検討

全体的にこれでよい。提案者 10 名以上、不服申し立て審議機関は設けず、提案者に対し、修正して再提案するようアドバイスに努める。

6. 住民投票制度

常設型住民投票制度(住民のみに請求権・発議権を与える制度)でなければ「市民が主体」とはならない。

7.モニタリング機関

「市民参画協働評価委員会」を設ける。

委員総数 18 名、公募による市民委員数 6 名、運用面で市民委員 6 名の中に策定委員を入れるよう努める。市職員をメンバーとする場合は、審議会を別途設ける。

8.行政サービス登録制度、協働事業提案制度 これで良い。詳細は今後の検討事項。